

国会公契第39号
国官技第842号
国営管第607号
国営計第178号
国港総第784号
国港技第144号
令和6年3月29日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
東北 総務部長 殿
関東地方整備局 企画部長 殿
北陸 港湾空港部長 殿
営繕部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
(公印省略)

「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」の廃止について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定される公共工事）の前金払の特例措置については、「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」（平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号）によってきたところである。

今般、当該特例措置が終了されることとなったため、上記通知を廃止することとしたので通知する。

なお、平成23年3月12日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結した工事等であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの（施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがるもの並びに国庫債務負担行為に係るものを含む。）については、なお従前の例によることとする。